

岩手県告示第429号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	事務所の所在地		変更しようとする 年月日	変更の理由
	変更前	変更後		
社会福祉法人 大洋会	大船渡市盛町字東町11番地12	大船渡市盛町字町10番地11 サンリアショッピングセンター1階	令和6年8月9日	借用している土地・建物が他事業者へ売買されることになったため